公的機関Webサイトに求められる JIS X 8341-3:2010対応



植木 真(うえき まこと)

- ウェブアクセシビリティ基盤委員会 委員長
- ■株式会社インフォアクシア
 - ウェブアクセシビリティ・コンサルタント
- ウェブアクセシビリティの標準化活動に参画
 - JIS X 8341-3原案作成ワーキンググループ
 - W3C WCAGワーキンググループ



このセッションのアウトライン

- 1. JIS X 8341-3対応とは
- 2. 公的機関にJIS対応が求められる理由
- 3. JIS X 8341-3対応の進めかた
 - ウェブアクセシビリティ方針の策定
 - JIS対応の発注に向けての検討事項



1. JIS X 8341-3対応とは?



JIS X 8341-3

JIS

高齢者・障害者等配慮設計指針ー 情報通信における機器、ソフトウェア及び サービス-第3部:ウェブコンテンツ

JIS X 8341-3:2010

平成 22 年 8 月 20 日 歌王 日本工業標準調査会 審議

東作機供により無断での機能、転載等は要点されて知りま

■ 高齢者・障害者等配慮設計 指針 ー 情報通信における 機器、ソフトウェア及び サービス ー 第3部:ウェブ コンテンツ

- 2004年6月制定
 - 2010年8月改定



規格票の閲覧 / 購入

JIS

高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器,ソフトウェア及び サービス-第3部:ウェブコンテンツ

JIS X 8341-3:2010

平成 22 年 8 月 20 日 歌至 日本工業標準調査会 審議

業が確保により無断での情報、転載等は禁止されております。

■ 閲覧:JISC (日本工業標準調査会)

http://www.jisc.go.jp/app/JPS/JPSO0020.html 「X8341-3」で検索

■ 購入: JSA Web Store

http://www.webstore.jsa.or.jp/webstore/top/「X8341-3」で検索



JIS X 8341-3対応=アクセシビリティ確保

序文

(略) この規格は, 主に高齢者, 障害のある人 及び一時的な障害のある人がウェブコンテンツを 知覚し, 理解し, 操作できるようにするために, ウェブコンテンツを企画, 設計, 制作・開発, 検証及び保守・運用するときに配慮すべき事項を 指針として明示したものである。

JIS X 8341-3:2010 「序文」



さまざまなユーザーがアクセスしている

- 加齢からくる衰え
 - 視力、聴力、操作力、認知、学習、・・・
- ■障害
 - 視覚、聴覚、運動、認知、言語、学習、・・・
- ■一時的な "障害" (=普段とは異なる状況下)
 - マウスの調子が悪い、メガネを忘れた、モノクロで印刷した、周囲が騒がしい、・・・
- ■多様化する利用環境
 - PC、携帯、スマートフォン、タブレット、 TV、ゲーム機、・・・



2. 公的機関にJIS対応が 求められる理由



障害者基本法 第二十二条 (平成23年改正)

2. 国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たつては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。

http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S45/S45H0084.html



工業標準化法 第六章 (平成17年改正)

(日本工業規格の尊重)

第六十七条 国及び地方公共団体は、鉱工業に 関する技術上の基準を定めるとき、その買い入れ る鉱工業品に関する仕様を定めるときその他その 事務を処理するに当たつて第二条各号に掲げる 事項に関し一定の基準を定めるときは、<u>日本工業</u> 規格を尊重してこれをしなければならない。

http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S24/S24HO185.html



JIS X 8341-3:2004「解説」

3.1 適用領域, 対象業界

この規格の第一義的な対象となる領域は,公共 分野である。政府,地方自治体を始めとする 公共的分野におけるウェブコンテンツは,この 規格を用いることによって<u>幅広い人々に情報への</u> アクセスを保障すべきである。



行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)

3 提供情報のわかりやすさと利便性の向上等 (1) 高齢者・障害者にも利用しやすいものとするため、ウェブコンテンツ(掲載情報)に関する 日本工業規格(JIS X 8341-3)を踏まえ、各府省は、コンテンツを同規格に沿ったものとするため、必要な修正及び作成を行う。

http://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/20041112doc1.pdf



新電子自治体推進指針(平成19年)

【地方公共団体に期待される取組】

①ホームページの刷新・改善 高齢者や障害者といった、ホームページの利用に 何らかの制約があったり利用に不慣れな人々を 含めて、誰もがホームページ等で提供される情報 や機能を支障なく利用できるようウェブアクセシ ビリティを向上する。

http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/3192936/www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2007/pdf/070320_1_bt1.pdf



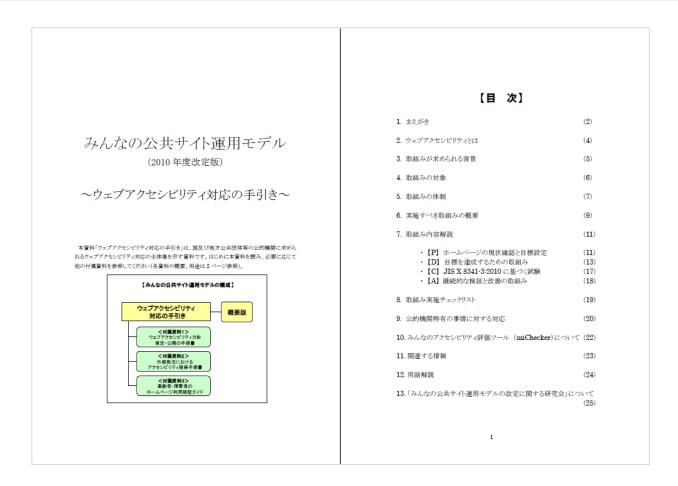
電子政府ユーザビリティガイドライン(平成21年)

- 2.5. 共通設計指針の確認
- **<共通設計指針>**
- ⑬ 障害者や高齢者に配慮し、ロス、ISO/IEC ガイド71、「みんなの公共サイト運用モデル(総務省)」に準拠した設計を行う。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/guide/security/kaisai_h21/dai37/h210701gl.pdf



みんなの公共サイト運用モデル (2010年改定版)



http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/w_access/index_02.html



みんなの公共サイト運用モデル (2010年改定版)

- ■国及び地方公共団体等の公的機関のホームページ等(公式ホームページ、団体が提供する関連サイト、ウェブシステム等)が、高齢者や障害者を含む誰もが利用できるものとなるよう、総務省が作成。
- ■国及び地方公共団体等の公的機関がウェブアクセシビリティに関する日本工業規格である JIS X8341-3:2010に基づき、実施すべき取組み項目と手順を示す資料一式。

JIS 対応のための手順書等を提供

- ■ウェブアクセシビリティ対応の手引き
 - ウェブアクセシビリティ対応の手引き 概要版
- ウェブアクセシビリティ方針策定・公開の手順書
- 外部発注におけるアクセシビリティ確保手順書
- 高齢者・障害者のホームページ利用確認ガイド
- (参考) 視聴覚障害者情報提供施設等一覧



目標とする期限と達成等級の目安

- 最終目標は、等級AA準拠
 - 海外諸国の公的機関等と同レベルが目安
- 国及び地方公共団体等の公的機関は、「みんなの公共サイト運用モデル」を参考に、各団体の事情を踏まえて期限と達成等級を検討し、できるだけ速やかに対応してください。

<期限と達成等級の目安>

- ●既に提供しているホームページ等
 - ▶ 2012 年度末まで 「ウェブアクセシビリティ方針」策定・公開
 - 2013 年度末まで JIS X 8341-3:2010 の等級 A に準拠(試験結果の公開)
 - ▶ 2014 年度末まで JIS X 8341-3:2010 の等級 AA に準拠(試験結果の公開)
- ●ホームページ等を新規構築する場合
 - ▶ 構築前に「ウェブアクセシビリティ方針」策定
 - ▶ 構築時に JIS X 8341-3:2010 の等級 AA に準拠(試験結果の公開)

障害者差別解消法(平成25年)

- ■正式名称は「障害を理由とする差別の解消の 推進に関する法律」
- 2016年(平成28年)4月1日から施行
- ■「国連障害者権利条約」の批准に向けた国内法整備の一環
 - 「障害者基本法」(平成23年改正)で障害者への 差別禁止が定められたことを受け、差別解消策を 具現化するために制定

行政機関等:差別禁止は法定義務

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由 とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、<u>障害者の権利利益を侵害してはならない</u>。



行政機関等:合理的配慮も法定義務

2. 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、 障害者から現に社会的障壁の除去を必要として いる旨の意思の表明があった場合において、<u>その</u> 実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の 権利利益を侵害することとならないよう、当該 障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、 社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的 な配慮をしなければならない。



事業者:差別禁止は法定義務

(事業者における障害を理由とする差別の禁止) 第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害 を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱い をすることにより、<u>障害者の権利利益を侵害しては</u> ならない。



事業者:合理的配慮は努力義務

2. 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

障害者差別解消法における「合理的な配慮」

- "Webコンテンツ" も対象となるのか?
 - インターネット上のWebサイト、イントラネット、 Webシステム等
 - 何がどこまで対象となるのかは現時点では未定
 - 海外諸国では対象としているケースが多い



参考:「障害者差別解消法」関連リソース

■障害を理由とする差別の解消の推進に関する 法律案(HTML形式) | 内閣府

http://www8.cao.go.jp/shougai/kaisyouhouan-anbun_h.html

■障害者差別解消法Q&A

http://synodos.jp/faq/4699

筆者は、内閣府障がい者制度改革推進会議(障害者政策委員会)差別禁止部会構成員



国連障害者権利条約

- ■あらゆる障害のある人の権利と尊厳を保障する ための国際人権法に基づく人権条約
- 2006年に国連で採択され、2013年3月現在で 世界130か国が批准
 - 国連での検討・採択を契機に、海外諸国での法整備 が加速
 - 日本では法整備がされていなかったため、これまで 批准できなかった



事例:国連障害者権利条約に関連した法整備



韓国

- 2008年4月11日「障害者差別禁止法」が施行
- Webサイトのアクセシビリティ確保を義務付け、 2013年までの間に段階的に適用範囲を拡大
 - 全ての公的機関をはじめ、一定規模以上の教育機関、医療機関、福祉施設、文化・芸術・体育関連機関、そして民間事業者に対しても適用



Time Line of web accessibility of Korea

2 韓国国内で初の Wict アクセシビリティ関連訴訟提起 ソウル都市鉄道公社、大韓航空、韓電病院、ソウル障害者総合福祉館など交通・医療・福祉機関の 4 ヶ所を相手に人当たり 500 万ウォンの損害賠償の請求 (2012 年 11 月 30 日)

First Case of Civil Lawsuit

- が 放送局ウェブサイトの障害者便宜提供が不十分。国家人権委員会 Web アクセシビリティ関連差別決定例(2012 年 5 月 1 日)
- 2012 年サムスン電子のマニュアル音声読み上げで提供してほしいとの視覚障害者の要求が受け入れてサムスン電子の全製品に音声読み上げマニュアルの提供を決定
- 2012 年ウェブアクセシビリティ模範例ロンドンオリンピックウェブサイト、ソチオリンピックサイト
- 2012 年 8 月中国 Barrier: free 指針発表でウェブアクセシビリティ義務付け

何をどこまで対応すればよいのか?

■目安となるのがガイドライン









公的機関に求められるのは「等級AA」

■ ウェブアクセシビリティ方針策定・公開の手順書

http://www.soumu.go.jp/main sosiki/joho tsusin/w access/pdf/index 02 03.pdf

国及び地方公共団体等の公的機関は、「みんなの公共サイト運用モデル」を参考に、各団体の事情を踏まえて期限と達成等級を検討し、できるだけ速やかに対応してください。

<期限と達成等級の目安>

- ●既に提供しているホームページ等
 - 2012 年度末まで 「ウェブアクセシビリティ方針」策定・公開
 - 2013 年度末まで JIS X 8341-3:2010 の等級 A に準拠(試験結果の公開)
 - 2014年度末まで JIS X 8341-3:2010の等級 AA に準拠(試験結果の公開)
- ●ホームページ等を新規構築する場合
 - 構築前に「ウェブアクセシビリティ方針」策定
 - ▶ 構築時に JIS X 8341-3:2010 の等級 AA に準拠(試験結果の公開)



参考:対応度表記ガイドライン(WAIC)

■ ウェブコンテンツのJIS X 8341-3:2010対応度表記

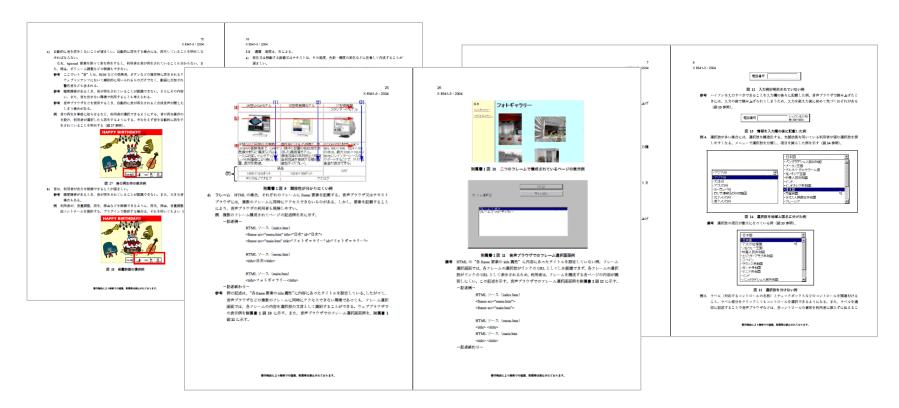
http://waic.jp/docs/jis2010-compliance-guidelines/

表記	アクセシビリティ方 針の 提示又は公開	目標とする等級の 達成基準の試験結果	追加表記事項	自己適合宣言
適合	必須	試験を実施し、達成基準を全て満たすこと を確認	なし	JIS Q1000等に よる
準拠	必須	試験を実施し、達成基準を全て満たすこと を確認	なし	できない
一部準拠	必須	試験を実施し、達成基準の一部を満たすことを確認	満たせなかった理由 準拠に向けたスケ ジュール	できない
配慮し試 験	必須	試験を実施するが、結果は問わない	なし	できない
配慮	必須	なし	参照した達成基準一覧	できない



図版やコード例が豊富だった2004年版

■ 箇条5に例及び図を豊富に掲載し、 さらに附属書1でも具体的な例を提示





図版やコード例が全くない2010年版

『WCAG 2.0』 同様、要件だけを記述

ばならない。ただし、固有名間、技術用額、どの言葉なのか不明な類句及びすぐ前後にあるテキストの言 何及び支払情報を入力する必要がある。また、アカウント登録ページでは、登録フェームに アクセスする前に CAPTCHA などを用いたチェックを受ける必要がある。 注記2 この達成基準は、等級 AA の達成基準である。 語の一部になっている単語又は語句は除く 注配 この達成基準は、等級 AA の達成基準である。 7.2.4.6 見出し及びラベルに関する連成基準 73.13 一般的ではない用語に関する連成基準 見出し及びラベルは、主題又は目的を説明していなければならない 慣用句及び専門用語を含めて、一般的には使われることのない。又は限定された用法で使われている単 注配 この達成基準は、等級 AA の達成基準である。 **語又は語句の、特定の定義を示すメカニズムが利用可能でなければならない。** 7.2.4.7 接着的に駆動可能なフェーカスに関する達成基準 キーボード操作が可能なユーザインタフェースには、キーボードフェーカスの状態が視覚的に認識でき 注記 この遠成基準は、等級 AAA の達成基準である。 7.3.1.4 略語に関する連成基準 る操作モードがなければならない。 略覇の元の覇又は意味を示すメカニズムが利用可能でなければならない。 7.2.4.8 現在位置に関する達成基準 り、親文字語(initialism)及び親字語(acronym)を含む。 ウェブページー式の中での利用者の現在位置に関する情報が提供されていなければならない。 注記 この達成基準は、等級 AAA の達成基準である。 注配 2 この連成基準は、等級 AAA の連成基準である。 7.3.1.5 腕鮃レベルに関する連成基準 7.2.49 リンクの目的に関する達成基準 注記 この達成基準は、等級 AAA の達成基準である。 7.2.4.10 セクション見出しに関する連成基準 セクションの見出しを用いてコンテンフを体系化していなければならない。 7.2.2.4 中断に関する連成基準 注記1 ここでいうセクションとは、ユーザインタフェースコンボーネントのまとまり 利用者が中断を延期又は抑制することができなければならない。ただし、緊急を要する中断は除く。 以上の関連するトピック又は考えを扱う自己完結的なコンテンツの一部でき 注記 この連携基準は 器級 AAA の連携基準である。 けるセクションを意味している。 なお、セクションは一つ以上の殺蔑からなり、グラフィック、表、リスト及 **緊延済みのセッションが切れた場合は、再緊延後でもデータを失うことなく利用者が操作を継続できる** コンを含む. **ようにしておかかければからかい** 注配2 ここでいう見出しは一般的な意味で用いられており、タイトル及び様々なタイ 注記 この達成基準は、等級 AAA の達成基準である アに見出しを付加するその他の手段を含む。 注記3 この達成基準は、ユーザインクフェースコンポーネントについてではなく。 7.2.3 条件の防止に関するガイドライン 現在を引き起こすれぞれのないようにコンチンツを設計する ウションについて述べている。ユーザインタフェースコンポーネントについ 7.2.5.1 3回のせん (間) 光又はいき (間) 値以下に関する達成基準 ウェブページにあるせん (間) 光は、次のいずれかを満たさなければならない。 注記4 この達成基準は、等級 AAA の達成基準である。 お) どの1号間においても3回以下である。 7.3 環解可能に関する原则 情報及びユーザインタフェースの操作は理解可能でなければならない。 b) 一般せん (四) 光いき (間) 値及び赤色せん (四) 光いき (間) 値を下回っている 注配1 次のいずれかに該当していれば、連続したせん (門) 光又は象道に変化する函像の連続は、 7.3.1 読みやすさに関するガイドライン いき (間) 値を下回っている (すなわち、コンテンフは基準を摘たしている。) ことになる。 - あらゆる 1 秒間において、一般せん (四) 元氏び/又は赤色せん (四) 元は3回以子 7.3.1 続かでするに関するカイトフィン ナキストのコンナンツを読みやすく発解可能にする。 7.3.11 ページの言葉に関する達成基準 T&5. それぞれのウェブページの主たる自然背額がどの背額であるかを、プログラムが解釈可能 一般的な面面との面離で、同時に生じているせん(四)光が占める領域の合計が、視 野のどの視角 10 度においても、国策上で合計 0.006 ステラジアン (国策上で視野 10 注釈 この連携基準は、基語 4 の連携基準である 度の25%) よりも多くを占めていない。 ここで、一般せん (間) 光とは、暗いほうの相対関度が0.80 未満で、最大相対関度の10% 7.3.1.2 部分的に用いられている言語に関する達成基準 コンテンツの一節又は脳句それぞれの自然背腦がどの背腦であるかを、プログラムが解析 以上の相対輝度における相反する変化の組合せのことである。ここでいう"相反する変化

注配1 略語とは、単語、語句又は名称の短軸形で、その略語が言語の一部になっていないものであ ALS 教育レベルに関する連収整準 図数を図及で(アデナ 企業などの)カイトとお扱いて チミストが去学的影響してもお掘する課程力 注記 この遠慮基準は、等級人の 7.2.3.2 3 間のせん (閃) 光に関する第 ウェブページには、どの1時間にお 注配 この連携基準は、等級 AAA 7.2.4 ナビゲーション可能に関するガ 利用者がセピゲート1.セカーコンチ 7.2.4.1 ブロックスキップに関する連I 複数のウェブページ上で繰り返され 果でなければならない. 注配 この連成基準は、等級人の 7.2.4.2 ページタイトルに関する連成 ウェブページには、主義又は目的を1 注配 この遠底基準は、等級Aの 1.2.4.3 フォーカス順序に関する連成 ウェブページが順番にナビゲートで フォーカス可能なコンポーネント 注配1 用番にナビゲートできる ために、報定された順序・ 注配 2 この連成基準は、等級 A 7.2.4.4 文脈におけるリンクの目的に の組合せ"とは、増加した後に減少する、又は減少した後に増加するものを加す。亦色せ ん (間) 光とは、制度の高い赤色を含んだ、根反する薄棒のあらゆる組合せのことである。 リンクのテキストと合わせたものから 注配2 何外として、ホワイトノイズ又は1辺が(典型的な関電距離における視距の)01度末摘の 利用者にとってあいまい (曖昧) な場 格子じま (輪) 興保のように、紛かくて整っている模様のせん (閃) 光は、いき (隣) 値 注記1 プログラムが解釈可能な を破ることにはならない。 かり、リンクテキストと 一般的なソフトウェア及びウェブコンテンツでは、コンテンツを1004×768 ピクセルの解 補足情報をいう。何えば、 像度で開覧しているときの画面上での341×256 ピクセルのく (別) 形が、標準的な画面サ リンクと同じ段落、リス イズ及び周囲からの影響(例えば、15型~17型の周囲できるcm~66 cm の影響)における 視野内 10 度に放当する [同にコンテンツでも高解像度のディスプレイでは小さく安全にな ルセルと関連付けられた るので、いき (間) 値を定めるには低解機度が用いられている。1。 にフォーカスがある場合 注記4 薄格とは、相対環度 (赤色せん (四) 先の相対環境(一色) の計劃値を特別軸でブロットしたときの開始する山と谷との間における相対環境 (赤色せん (四) 先の相対環境(一色) の 情報を提供することも可 注配 2 この連成基準は、等級 A 変化である。せん(四)光は、一般の波方向の運移からなる。 7.2.45 複数の別連手段に関する連成基準 "彩度の高い赤色を含む相反する遷移の組合せ"の現時点での定義は、各遷移に含まれる

状態の一方又は双方とも、R/(R+G+B) が 0.8 以上で、(R-G-B)×320 の値の変化が双方

の連絡において、20 とり大きい「たが」、 (R-G-R)×320 が他の他になる場合は 0 とす る.]. R. G. Bの値は、相対輝度の定義で定められているように 0~1 の報酬である (参

果作権法により無数での機能、転載等に要点されております。

考文献(3)参照)。

を必要とするものではない。 注配2 ドラッグアンドドロップによるファイルの移動のように動作の終点に依存し、動作の軌跡に 依存しない場合は粉外にあたらない。 注記3 この達成基準は、キーボード操作に加えて、マウス入力又はその他の入力を役を提供することを繋ぎるものでも妨げるものでもない。 **治野4 この連携基準は 高級人の連携基準である** 7.2.12 フォーカス移動に関する達成基準 キーボードインタフェー大を用いてキーボードフォーカスをそのウェブページのあるコンポーネントに 林動できる場合。キーボードインタフェースだけを用いてそのコンボーネントからフォーカスを外すこと が可能でなければならない。さらに、その操作が修飾キーを伴わない矢印キー、修飾キーを伴わない Tab キーマはフォーカスを外すその他の種類的な方法で可能な場合を除き、キーボードフォーカスをそのコン ポーネントから外す方法を利用者に知らせなければならない 注記 この達成基準は、等級 A の達成基準である。 7.2.1.3 キーボード操作に関する例外のない達成基準 コンナンフのすべての機能は、個々のキーストロークに特定のタイミングを要することなく。キーボー ドインタフェースを選じて操作可能でなければならない 注記 この連成基準は、等級 AAA の連成基準である。 7.2.2 十分な時間に関するガイドライン 利用者がコンテンツを読んだり使用したりするために十分な時間を提供する。 7.2.2.1 顕整可能な制限時間に関する違成基準 コンテンフに制限時間を設定する場合は、次に挙げる事項のうち、少なくとも一つを満たさなければな b) 顕著 制限時間があるコンテンツを利用する前に、利用者が、少なくともデフェルト設定の10倍を経 、大幅な制限時間の調整をすることができる。 e) 延長 時間切れになる前に利用者に警告し、かつ、少なくとも20秒間の猶予をもって、何えば"スペ 一スキーを押す。などの簡単な操作によって、利用者が制限時間を少なくとも10倍以上延長すること BORGETT SERVICES BREEZE SERVICES FOR ウェブページが一式の中からあるウェブページに到達することのできる複数の手段がなければならない ただし、ウェブページがプロセスの結果又はプロセスの中の一つのステップである場合は除く。 注配1 ここでいうプロセスとは、ある活動を完了させるために必要な利用者の一連の動作のことで ある。例えば、ショッピングサイト上の一連のウェブページで目的を果たすためには、利用 者が漢択技となり得る製品、価格及び内容を開催した後、製品を選択して注文し、配送先情 **薬が確保により無数での機能、転業等は要点されて**出ります

7.2 操作可能に関する原則

7.2.1 キーボード操作可能に関するガイドライン

すべての機能をキーボードから利用できるようにする。

6始点から終点まで続く一連の軌跡に依存して実現されている場合は除く

ザインタフェースコンボーネント及びナビゲーションは、操作可能でなければならない。

7-211 キーボード操作に関する連成基準 コンテンプのすべての機能は、假々のキーストロークに特定のタイミングを要することなく。キーボー

ドインタフェースを選じて操作音楽でなければならない。たがし、その提本的な機能が利用者の動作によ

注記1 上記の例外は、コンテンツの根本的な機能に関するものであり、入力手法に関するものでは

ない。例えば、テキストスカに手書き入力を用いる場合には、その入力手法(手書き)は、 利用者の動作による軌跡(例えば、手書き入力に用いるマウスの動き)に依存した入力を必

要とするが、その程本的な機能 (チキストスカ) は利用者の動作による軌跡に依存したスカ

a) リアルタイムの例外 リアルタイムのイベント (例えば、オーケション) において制限時間が必す(項) の要素で、その解除時間に合わる手段が存在しない。 必要不可欠の例外 制限時間が必要不可欠なもので、制限時間を延長することがコンテンプの動作を 無効にすることになる。 TO HER THEIR BETTER THE TO SHEET S. D. S. MAIL. 注記1 この連成基準は、制限時間の結果として、コンテンフ又は状況の予期せぬ変化を引き起こさ ないように利用者がタスクを完了できるようにするためのものである。この連携基準は、利 用者のアクションの結果としてのコンテンツ又は状況の変化を制限する7.5.2.1 と併せて考慮 注記2 この達成基準は、等級 A の達成基準である。 7.2.2.2 一時停止、停止及び非表示に関する達成基準 動きのある。点減している。スクロールする、又は自動更新する情報に対しては、次のすべての事項を 調左していなければならない。 a) 動き、点減及びスクロール 動きのある。点減している。又はスクロールしている情報が、自動的に 開始し、5 粉よりも長く難聴し、かつ、その他のコンテンツと並行して提示される場合、利用者がそ | 100mm | 10 b) 自動業等 自動業能力を機能が、自動的に関係し、その他のランチンツと業庁して規定される場合。 利用者がそれを一時停止、停止者しくは非表示にする。又はその更新観度を調整することのできるメ カニズムがある。ただし、その自動更新が必要不可欠な動作の一部である場合は除く ガースルがあり、たたし、ていた国民がロジアドラスへ無利ドルー部とのの単江が終り、 建肥1 周景がちらつく、又はせん(閃)光を放っコンテンフに関する要件は、723を参照する。 建肥2 周環的にソフトウェアによって自動的に更新されるコンテンツ、又はユーザエージェントに メトリーム配信されるコンテンツでは、コンテンツ高牛の一時停止と回隔との機能の際に牛 成又は受信される情報を保持したり、提示したりする必要はない。これは技術的に不可能で あることが考えられ、多くの状況において利用者の混乱を招くことにつながる可能性がある COTAL 注記3 コンテンフの親込み中又はそれに順似した状況の一部として表示されるアニメーションにつ いては、この段階ですべての利用者に対していかなる対話も発生する可能性がなく、かつ、 コンチンア級協会の適行状況を表示しないことが利用者の遺乱を指いたり、コンテンアが衛 作を停止した。又はコンテンアが職員しているという誤解を生じたりする可能性がある場合 には、必要不可欠なものと考えることができる。 注記4 点減とは、注意を引くために、二つの視覚的な状態を交互に切り替えることである。35.3 で 定義している"せん (間) 光"も参照するのがとい、ある模度で、ある程度以上に大きく。

明るく点減することによって、せん (門) 光として分類されることもあり得ることに注意が

制限時間が、コンテンフが提示するイベント又は動作の必要不可欠な部分であってはならない。ただし、

薬作権保により知酬での情報、転載等は要点されております。

注記5 この達成基準は、等級 A の達成基準である。

注記 この達成基準は、等級 AAA の達成基準である。

インタラクティブではない同期したメディア及びリアルタイムのイベントは除く、



JIS X 8341-3:2010の読みかた

■ 規格票だけでは具体的な対処方法が分からない

仕有か奓照りへさ内谷となつしいる。

"箇条 7 ウェブコンテンツに関する要件"では、制作及び開発において配慮すべき個別的な要件を規定している。主として制作者及び開発者が参照すべき内容となっている。WCAG 2.0 に合わせて、四つの原則 (知覚可能、操作可能、理解可能及び頑健性)、各原則の下に配置された 12 のガイドライン、及び各ガイドラインの下に配置された達成基準で構成されており、達成基準が、この規格が要求する個別要件である。達成基準はウェブコンテンツ技術に依存しない形で、検証可能な基準として記述されている。達成基準を満たす具体的な実装方法は、利用者が用いる支援技術の発展などによって変わるので、この規格には記載していない。

- ■特定の技術を想定したり、具体的に記述したり すると、技術の進化に遅れをとってしまうため
 - JIS規格は五年ごとの見直しが原則



JIS X 8341-3:2010の読みかた

RABLE DUZE / PORT PORTE NAME AND PORT

■ 詳細は、WCAG 2.0関連文書を参照する

注記1 ウェブコンテンツ技術及び実装方法の選び方については、附属書A(参考)を参照する。

注記 2 各達成基準の具体的な意図,並びに各達成基準を満たすウェブコンテンツ技術及び実装方法に関しては, W3C が公開する Understanding WCAG 2.0 及び Techniques for WCAG 2.0 が参考になる。



『WCAG 2.0』の関連文書群



WCAG 2.0

Understanding WCAG 2.0



Techniques for WCAG 2.0





WCAG 2.0の「解説書」と「実装方法集」を参照



■ WCAG 2.0の達成基準をそのまま 採用しているので、WCAG 2.0の 関連文書がそのまま使える

WCAG 2.0 解説書

WCAG 2.0 実装方法集



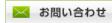


ウェブアクセシビリティ基盤委員会(WAIC)

■ JIS X 8341-3:2010対応に不可欠な技術文書、 各種ガイドライン等を提供 <u>http://waic.jp/</u>



▶ 情報通信アクセス協議会



ウェブアクセシビリティ 基盤委員会(WAIC)

Web
Accessibility
Infrastructure
Committee

本委員会の前身であるウェブアクセシビリティ作業部会は、高齢者・障がい者がウェブを簡単に利用できるようにするため、ウェブアクセシビリティの確保・向上を図ることを目的に、2000年9月4日、電気通信アクセス協議会(現:情報通信アクセス協議会)に発足しました。

2008年12月にWCAG 2.0がW3Cの勧告となり、世界のウェブアクセシビリティに新しい時代が訪れました。日本でも、WCAG 2.0と国際協調したJIS X 8341-3の改正原案が2008年度に作成され、2010年8月20日にJIS X 8341-3:2010として改正版が公示されました。

2010年度から、ウェブアクセシビリティ作業部会はウェブアクセシビリティ基盤委員会として活動を強化します。JIS X 8341-3:2010の理解と普及を促進するため、改正原案作成メンバー、関連企業、関連省庁、利用者が集まって、JIS改正版を実装する際に必要な情報、JIS改正版に沿った試験や適合性評価を行う際に必要な情報など、ウェブサイト作成と評価(試験)の事実上の基準となるベースラインを築いていくことを目指していますのでご期待ください。

詳細は「組織について」をご覧ください。

◎ 新着情報

2012年8月28日

2012年10月2日から6日まで幕張メッセで開催される<u>CEATEC JAPAN 2012</u>で、10月3日(水)にアクセシビリティセミナー2012があります。

2012年8月7日

JIS X 8341-3:2010 対応発注ガイドラインの 2012年8月7日版を公開しました。

2012年5月15日

<u>アクセシビリティ・サポーテッド (AS)情報</u>の2012 年5月版を公開しました。

AS情報を作成する際に必要となるテストファイル の2012年5月版を公開しました。

WCAG 2.0 実装方法集を更新しました。2012年 1月3日に公開された「Techniques for WCAG 2.01の日本語訳です。

2012年3月15日

独自ドメインでの運用を開始しました。トップベー ジの新しいURLは、<u>http://waic.jp/</u>です。なお、旧

ウェブアクセシビリティ基盤委員会(WAIC)

- ■WG1(理解と普及)
 - JISの正しい理解と普及に必要な活動
- WG2(実装)
 - JISの実装に必要な資料を作成・公開
- WG3 (試験)
 - JISを用いた試験を実施する際に必要な資料を作成・ 公開



W3C WCAG 2.0 関連翻訳文書

- ウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ・ガイド ライン(WCAG)2.0
- WCAG 2.0 解説書
- WCAG 2.0 実装方法集



JIS X 8341-3:2010 関連文書

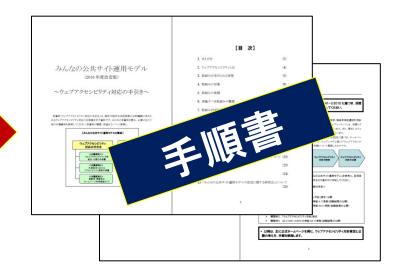
- JIS X 8341-3:2010 解説
- アクセシビリティ・サポーテッド(AS)情報
- AS情報を作成する際に必要となるテストファイル
- JIS X 8341-3:2010 試験実施ガイドライン
- ウェブコンテンツのJIS X 8341-3:2010 対応度 表記ガイドライン
- アクセシビリティ方針策定ガイドライン
- JIS X 8341-3:2010 対応発注ガイドライン



JIS と WAIC と 運用モデルの関係



公共分野向け 「みんなの公共サイト運用モデル」





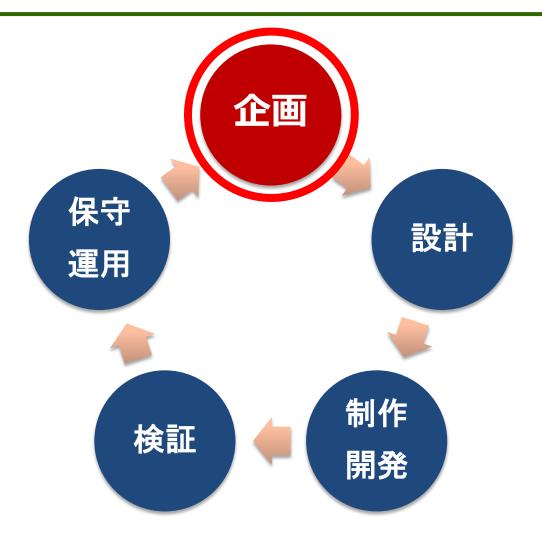
3. JIS X 8341-3対応の進めかた

- ウェブアクセシビリティ方針の策定
- JIS対応の発注に向けての検討事項



6 ウェブアクセシビリティの確保・向上に関する要件	12
6.1 企画	12
6.2 設計	12
6.3 制作・開発	13
6.4 検証	
6.4 検証	
6.5 保守・運用	13
4. ノンカニカン→ンに関する中華を	
3.4 インタラクションに関する用語及び定義	
3.6 ユーザエージェント技術に関する用語及び定義	
3.0 ユーリエーシェント技術に関する用語及び定義	
5.7 試験及び適百性に関する用語及び定義 4 ウェブコンテンツのアクセシビリティ達成等級	
4 フェノコンテンツのアクセンヒリティ達成等級····································	
6 ウェブアクセシビリティの確保・向上に関する要件	
6.1 企画	
6.2 設計	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •
6.3 制作・開発	
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •
6.4 検証	
6.5 保守・運用	
7 フェノコンテンツに関する妄件	
7.1 和見り能に関する原則	
7.2 採作り能に関する原則	
7.3 理解可能に関する原則	
7.4 原確性に関する原則 8 試験方法	
8.1 適合試験の要件	
8.2 試験の手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
8.2 試験結果の表示	
8.3	
附属書 B (参考) との規格を凋だりフェノコンテンツ技術及びその美表方法の選び方 附属書 B (参考) WCAG 2.0 との整合性	
門属首D(参考)WCAG A.V Cの重合は	31

JIS X 8341-3:2010の箇条6





方針策定=JIS X 8341-3:2010の要件

- 6 ウェブアクセシビリティの確保・向上に関する要件
- 6.1 企画

企画段階においてウェブページー式の責任者は、ウェブアクセシビリティ方針を策定し、文書化しなければならない。ウェブアクセシビリティ方針には、目標とするウェブコンテンツのアクセシビリティ達成等級を含まなければならない。

注記 ウェブアクセシビリティ方針は、ウェブサイトではサイト上、ウェブアプリケーションではマニュアル、パッケージなどで公開するとよい。

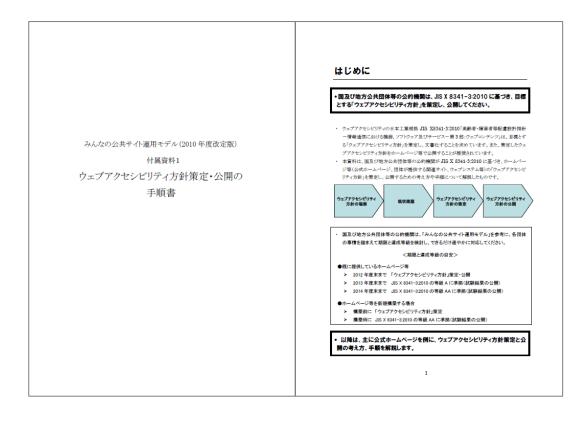
- 6.2 配計
- ■方針を策定し、文書化する
- 方針には目標とする等級を含める
- □ 推奨:方針をサイト、マニュアル、パッケージ等で公開



みんなの公共サイト運用モデル

■ ウェブアクセシビリティ方針策定・公開の手順書

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/w_access/pdf/index_02_03.pdf



運用モデルが示す 方針の策定と公開の目安

■ ウェブアクセシビリティ方針策定・公開の手順書

http://www.soumu.go.jp/main sosiki/joho tsusin/w access/pdf/index 02 03.pdf

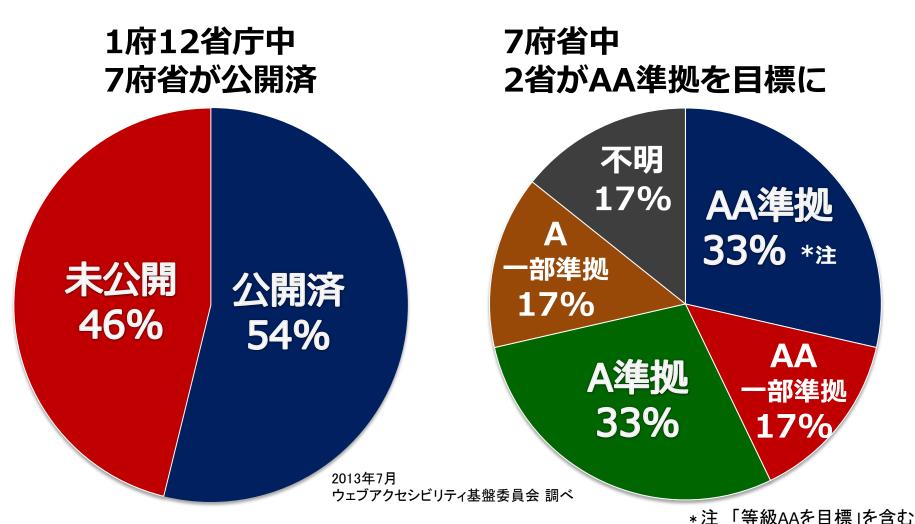
国及び地方公共団体等の公的機関は、「みんなの公共サイト運用モデル」を参考に、各団体の事情を踏まえて期限と達成等級を検討し、できるだけ速やかに対応してください。

<期限と達成等級の目安>

- ●既に提供しているホームページ等
 - ▶ 2012 年度末まで 「ウェブアクセシビリティ方針」策定・公開
 - 2013 年度末まで JIS X 8341-3:2010 の等級 A に準拠(試験結果の公開)
 - 2014年度末まで JIS X 8341-3:2010の等級 AA に準拠(試験結果の公開)
- ●ホームページ等を新規構築する場合
 - ▶ 構築前に「ウェブアクセシビリティ方針」策定
 - ▶ 構築時に JIS X 8341-3:2010 の等級 AA に準拠(試験結果の公開)

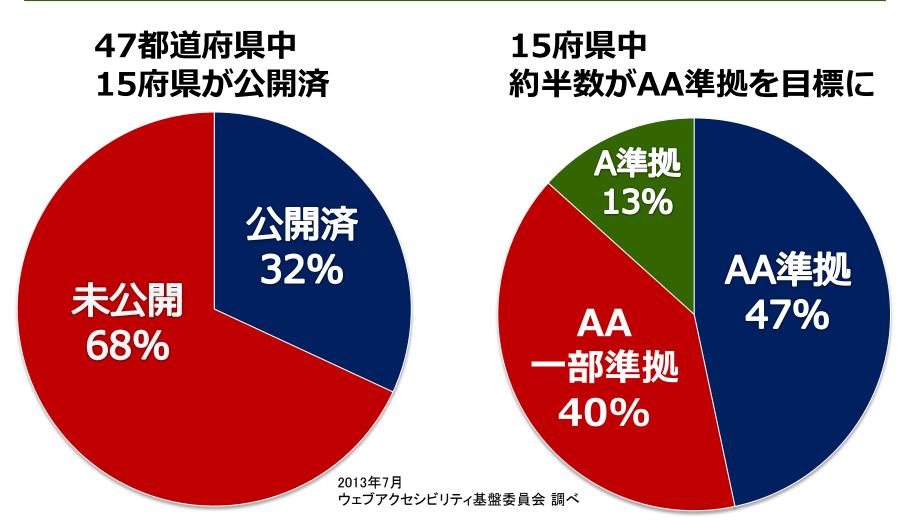


2013年7月時点での方針の有無 [府省庁]



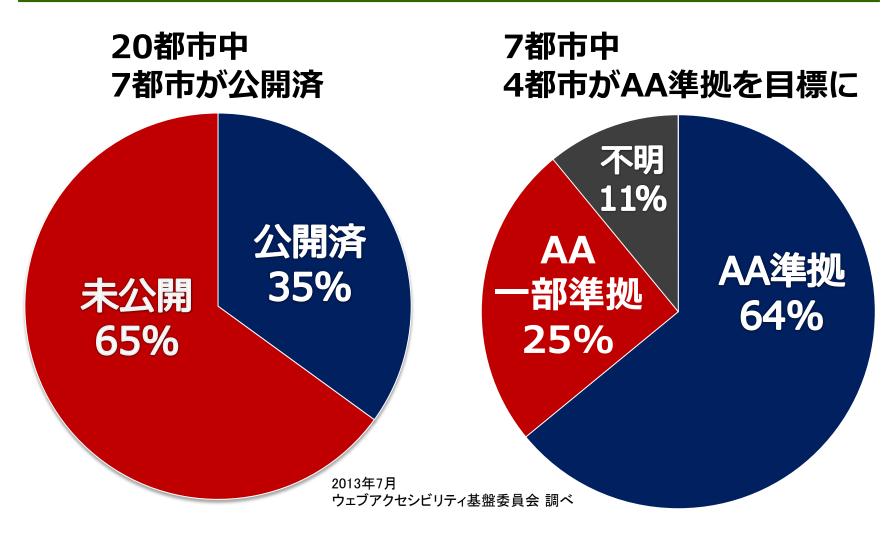


2013年7月時点での方針の有無 [都道府県]





2013年7月時点での方針の有無 [政令指定都市]





ウェブアクセシビリティ方針策定ガイドライン 2012年10月版

- 2012年10月3日公開
- 作成者: 情報通信アクセス協議会・ウェブアクセシビリティ基盤委員会

1. ガイドラインの目的

ウェブアクセシビリティ方針策定ガイドライン(以下、「本ガイドライン」という。)は、ウェブコンテンツ(ウェブアプリケーションを含む)のウェブアクセシビリティ方針を作成する際に、文書に明記すべき事項を示すためのものである。

JIS X 8341-3:2010では、次のようにウェブアクセシビリティ方針を定めることを求めている。

6 ウェブアクセシビリティの確保・向上に関する要件

6.1 企画

企画段階においてウェブページー式の責任者は、ウェブアクセシビリティ方針を策定し、文書化しなければならない。 ウェブアクセシビリティ方針には、目標とするウェブコンテンツのアクセシビリティ達成等級を含まなければならhttp://waic.jp/docs/accessibility-plan-guidelines/

注記 ウェブアクセンビリティ方針は、ウェブサイトではサイトト、ウェブアプリケーションではマニュアル、パッケー

方針に明記すべき事項

- 1. 対象範囲
- 2. 達成等級及び対応度
- ◆ 国及び地方公共団体等の公的機関のウェブコンテンツ (公式ホームページ、団体が提供する関連サイト、 ウェブシステム等)については、総務省の「みんなの 公共サイト運用モデル(2010年度改訂版)も参照



『2.1 対象範囲』

2.1 対象範囲

JIS X 8341-3:2010に対応する対象範囲を明記する。

- ウェブサイト名やドメインを明示して、対象 とする範囲を具体的に示す。
- 対象に含まないウェブコンテンツがある場合 には、URIを明示するなどして、その部分が 特定できるように明記する。

最終目標は、全ページでの対応

- ■全面リニューアルが最大のチャンス
 - 既存ページをそのまま改修するのは困難を伴うこと も少なくない
- ■JISの定義では、PDFファイルもウェブページ
 - 「添付ファイル」ではない

参考: WCAG 2.0 実装方法集

http://waic.jp/docs/WCAG-TECHS/Overview.html#pdf W3Cが公開しているPDF実装方法集の日本語訳



全ページでの対応が当面は困難な場合も・・・

- リニューアルの予定が今のところない
 - 既存ページをそのまま改修するしかない
- 今年度の予算が確保できていない
 - 来年度以降は予算を確保できるように対策を練る
- ■ウェブページ数があまりにも多い
 - "2014年度末" にこだわらずスケジュールを組む



状況に応じて、段階的に進めてもよい

- 可能な範囲で最初のマイルストーンを設定
 - 特定のディレクトリのみを当面の対象とする
 - 特定のディレクトリを対象外とする
 - HTML以外のウェブページを除外する
 - 動画を除外する
 - 新規作成ページのみを対象とする
 - CMS配下にあるページのみを対象とする
- 可能ならば、第2、第3のマイルストーンも設定 しておくとなおよい



参考:ニュージーランドの政府機関

■4か年計画で段階的に適用範囲を拡大



Home » Standards » Web Accessibility Standard 1.0

Web Accessibility Standard 1.0

For a general overview of this Standard, see About the Web Accessibility Standard.

For help related to this Standard's requirement, refer to the Accessibility



Web Accessibility Standard 1.0 | New Zealand Government Web Toolkit https://webtoolkit.govt.nz/standards/web-accessibility-standard/

例1. 特定のディレクトリのみを当面の対象とする場合

対象範囲:

ウェブアクセシビリティ基盤委員会ウェブサイト (http://waic.jp/)。

<u>ただし</u>、<u>2013年度</u>は△△コーナー

(http://waic.jp/example/以下) のみを対象 とし、それ以外のコンテンツは<u>2014年度以降</u>の 対応とします。



例2. 特定のディレクトリを対象外とする場合

対象範囲:

ウェブアクセシビリティ基盤委員会ウェブサイト (http://waic.jp/)。

ただし、2013年度は△△コーナー (http://waic.jp/example/以下) を対象から 除外し、△△コーナーのコンテンツは2014年度 以降の対応とします。



例3. HTML以外のウェブページを除外する場合

対象範囲:

ウェブアクセシビリティ基盤委員会ウェブサイト (http://waic.jp/)。

ただし、2013年度はXYZファイル(拡張子が.xyzのウェブページ)を対象から除き、XYZファイルは2014年度以降の対応とします。



例4. 動画を除外する場合

対象範囲:

ウェブアクセシビリティ基盤委員会ウェブサイト (http://waic.jp/)。

ただし、2013年度は動画コンテンツを含む ウェブページを除く。動画コンテンツは、2014 年度以降に対応します。



例5. 新規作成ページのみを対象とする場合

対象範囲:

ウェブアクセシビリティ基盤委員会ウェブサイト (http://waic.jp/)。

ただし、ウェブページに明記した公開日または 最終更新日が2013年10月1日以降の日付である ウェブページのみを対象とします。それ以外の コンテンツは、2014年度以降に対応します。



例6. CMS配下にあるページのみを対象とする場合

対象範囲:

ウェブアクセシビリティ基盤委員会ウェブサイト (http://waic.jp/)。

ただし、2013年度はCMSで管理しているウェブページのみを対象とします<u>(具体的な対象ページに</u>ついては、試験結果を公開する際に明記します)。 それ以外のコンテンツは、2014年度以降に対応します。

『2.2 達成等級及び対応度』

- ■三つの達成等級(等級A、等級AA、等級AAA) のうち、どの達成等級を目標とするかを定めて 明記
 - 等級AAAを目標とすることは推奨しない
- ■「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2010 対応度表記ガイドライン」にある五つの対応度 のうち、どの対応度とするかを定めて明記

参考:対応度表記ガイドライン(WAIC)

■ ウェブコンテンツのJIS X 8341-3:2010対応度表記

http://waic.jp/docs/jis2010-compliance-guidelines/

表記	アクセンビリティ方 針の 提示又は公開	目標とする等級の 達成基準の試験結果	追加表記事項	自己適合宣言
適合	必須	試験を実施し、達成基準を全て満たすこと を確認	なし	JIS Q1000等に よる
準拠	必須	試験を実施し、達成基準を全て満たすこと を確認	なし	できない
一部準拠	必須	試験を実施し、達成基準の一部を満たすこ とを確認	満たせなかった理由 準拠に向けたスケ ジュール	できない
配慮し試験	必須	試験を実施するが、結果は問わない	tal	できない
配慮	必須	なし	参照した達成基準一覧	できない



参考: みんなの公共サイト運用モデル

■ ウェブアクセシビリティ方針策定・公開の手順書

http://www.soumu.go.jp/main sosiki/joho tsusin/w access/pdf/index 02 03.pdf

国及び地方公共団体等の公的機関は、「みんなの公共サイト運用モデル」を参考に、各団体の事情を踏まえて期限と達成等級を検討し、できるだけ速やかに対応してください。

<期限と達成等級の目安>

- ●既に提供しているホームページ等
 - 2012 年度末まで 「ウェブアクセシビリティ方針」策定・公開
 - 2013 年度末まで JIS X 8341-3:2010 の等級 A に準拠(試験結果の公開)
 - 2014年度末まで JIS X 8341-3:2010の等級 AA に準拠(試験結果の公開)
- ●ホームページ等を新規構築する場合
 - 構築前に「ウェブアクセシビリティ方針」策定
 - ▶ 構築時に JIS X 8341-3:2010 の等級 AA に準拠(試験結果の公開)



『2.3 その他、明記するとよい事項』

- 目標を達成する期限 *注
- 例外事項(ある場合)*注
 - 対応度が一部準拠の場合:満たすことのできない達成基準を明記
 - 対象外となるコンテンツがある場合:範囲が特定できるよう明記
- 追加する達成基準(ある場合)*注
- 担当部署名
 - 連絡手段(電話番号、Eメールアドレス等)も明記するとよい
- 現時点で把握している問題点及びその対応に関する考え方
 - 試験を実施した後であれば、試験結果を表示しているページへの リンクを追加するとよい
- *注 「みんなの公共サイト運用モデル」では「必ず含める項目」とされている



『3.事例| 3.1 民間企業のウェブサイトの場合』

ウェブアクセシビリティ方針

株式会社〇〇〇のウェブサイトでは、「JIS X 8341-3:2010 高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器,ソフトウェア及びサービス-第3部:ウェブコンテンツ」に対応することを目標とし、アクセシビリティの確保と向上に取り組んでいます。

対象範囲

株式会社()()のウェブサイト (http://www.example.co.jp/) 全体



『3. 事例 | 3.1 民間企業のウェブサイトの場合』

目標とする達成等級及び対応度

JIS X 8341-3:2010の等級Aに準拠

注記: 弊社の ウェブアクセシビリティ方針における「準拠」という

表記は、情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ 基盤委員会「ウェブコンテンツのJIS X 8341-3:2010 対 応度表記ガイドライン 第1版 - 2010年8月20日」で定めら れた表記による。(URI http://waic.jp/docs/ jis2010compliance-guidelines/index.html)



『3. 事例 │ 3.2 自治体のウェブサイトの場合』

ウェブアクセシビリティ方針

○○市のウェブサイトでは、「JIS X 8341-3:2010 高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器,ソフトウェア及びサービス-第3部:ウェブコンテンツ」に対応することを目標とし、アクセシビリティの確保と向上に取り組んでいます。

対象範囲

○○市のウェブサイト(http://www.city.example.jp/)全体



『3. 事例 | 3.2 自治体のウェブサイトの場合』

目標とする達成等級及び対応度

JIS X 8341-3:2010の等級AAに準拠

注記: 弊社の ウェブアクセシビリティ方針における「準拠」という表記は、情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤委員会「ウェブコンテンツのJIS X 8341-3:2010 対応度表記ガイドライン 第1版 - 2010年8月20日」で定められた表記による。(URI http://waic.jp/docs/ jis2010-compliance-guidelines/index.html)

目標を達成する期限 2015年3月31日

担当部署

○○市○○○○課



方針策定時に留意すべき点

- 数年先まで見据えた方針及び計画の検討を
 - アクセシビリティ確保(JIS X 8341-3対応)は 一過性のものではなく、永続的なテーマ
 - ◆ 公的機関では、数年おきに人事異動があり、担当者 交代時の引継ぎが十分ではないケースが散見
- アクセシビリティは "All or Nohing" ではない
 - 「全ページは無理だから何もやらない」ではなく、 まず今年度、来年度にどこまでなら可能かを検討
 - 少なくとも緊急/災害時の情報提供ページをはじめ、 主要なページ群では速やかに対応すべき



3. JIS X 8341-3対応の進めかた

- ウェブアクセシビリティ方針の策定
- JIS対応の発注に向けての検討事項

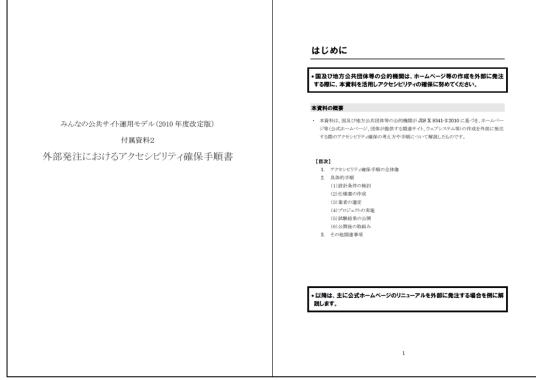


参考: みんなの公共サイト運用モデル

■ 付属資料2

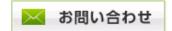
「外部発注におけるアクセシビリティ確保手順書」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/w_access/pdf/index_02_04.pdf





▶ <u>情報通信アクセス協議会</u>



ウェブアクセシビリティ基盤委員会 > コラム > 正しい理解のもとに、入札公告や仕様書の作成を

コラム

正しい理解のもとに、入札公告や仕様書の作成を

2012年12月7日

ウェブアクセシビリティ基盤委員会 委員長 植木 真(株式会社インフォアクシア)

国や地方自治体等の公共分野のウェブサイトにおいては、総務省の「みんなの公共サイト運用モデル(2010年改定版)」でJIS X 8341-3:2010対応の目安が示されていることもあり、ウェブサイトの規模を問わずにその取り組みが進められています。最近、各地の地方自治体から出されている、JIS X 8341-3:2010対応のための入札公告や仕様書を目にする機会が増えてきました。今回は、JIS X 8341-3:2010対応を正しい理解のもとに実践していただけるように、十分に検討していただきたいことについて書いてみたいと思います。これから準備をされる国や地方自治体等の担当者の皆さんの参考になれば幸いです。

受発注者双方にとってマイナスにならない入札参加資格

サイト内関連リンク

- ●新着情報
- ●組織について
- ●活動内容
- 公開資料&リンク集
- ●コラム
- **₽**₽Q&A

http://waic.jp/column/20121207.html

事例 その1.



事例その1. 入札参加資格

入札参加資格

過去に20,000ページ以上の規模であるウェブ サイトの全ページを対象とした、JIS X 8341-3: 2010に基づくアクセシビリティ検証業務の実績 を有する者であること。



20,000ページもの検証実績?

- ■「20,000ページ以上の規模であるウェブサイト」
 - ✓ 「JIS X 8341-3: 2010に基づくアクセシビリティ 検証業務の実績」にサイト規模は関係ない
- ■「全ページを対象とした、・・・検証業務」
 - ✓ つまり、20,000ページの検証業務?
- ■「JIS X 8341-3: 2010に基づくアクセシビリ ティ検証業務」
 - ✓ 検証業務には人間によるマニュアルチェックが不可欠



検証可能≠ツールでチェック可能

仕有か奓照りへさ内谷となつしいる。

"箇条 7 ウェブコンテンツに関する要件"では、制作及び開発において配慮すべき個別的な要件を規定している。主として制作者及び開発者が参照すべき内容となっている。WCAG 2.0 に合わせて、四つの原則 (知覚可能、操作可能、理解可能及び頑健性)、各原則の下に配置された 12 のガイドライン、及び各ガイドラインの下に配置された達成基準で構成されており、達成基準が、この規格が要求する個別要件である。達成基準はウェブコンテンツ技術に依存しない形で、検証可能な基準として記述されている。達成基準を満たす具体的な実装方法は、利用者が用いる支援技術の発展などによって変わるので、この規格には記載していない。

■ 次のいずれかで検証が可能だということ

- ツールによる自動的/機械的なチェック
- ツールによるチェック+人間によるマニュアルチェック
- 人間によるマニュアルチェック



例えば、画像の代替テキスト

7.1.1.1 非テキストコンテンツ [等級A] 利用者に提示されるすべての非テキストコンテンツには, 同等の目的を果たす代替テキストを提供しなければならない。(以下、略)



ツールだけでチェックできるのは・・・

HTMLのウェブページの場合:

- ✓ img要素にalt属性があるか?
- ✓ alt属性値に文字列があるか?
- これだけでは達成基準を満たしているかどうか 判断できない
 - 代替テキストが画像と同等の情報を提供しているかどうかは人間による確認が不可欠



例えば、文書構造のマークアップ

7.1.3.1 情報及び関係性 [等級 A]

表現を通じて伝達されている情報,構造及び関係性は,プログラムが解釈可能でなければならない。 (以下、略)



ツールだけでチェックできるのは・・・

HTMLのウェブページ、見出しの場合:

- ✓ h1~h6要素があるか?
- ✓ 見出しレベルがスキップされていないか?
- これだけでは達成基準を満たしているかどうか 判断できない
 - そもそも「表現を通じて伝達されている」見出しが そのウェブページに存在するかどうかは、人間の 目視による確認が不可欠
 - 見出しレベルが適切かどうかは文書構造による



必要以上に高いレベルを要求していることに・・・

入札参加資格

過去に20,000ページ以上の規模であるウェブ サイトの全ページを対象とした、JIS X 8341-3: 2010に基づくアクセシビリティ検証業務の実績 を有する者であること。

■ 受発注者の双方にとってマイナスだとすると、 そのサイトの利用者にとってもプラスに ならない



事例 その2.



事例その2. 業務内容

業務内容

(ア)検証対象

○○市ホームページ(http://www.city.xxx.lg.jp/ドメイン内)の、リンクをたどってアクセス可能な全ページとする。(外部リンクを除く)。



方針策定やリニューアル前に全ページ検証?

- ■「リンクをたどってアクセス可能な全ページ」
 - ✓ つまり、PDFファイルも含むサイト内の全ページを対象 にした検証業務を要件としている
- ■検証業務は人間の判断を要するため工数がかかる
 - 例えば、次のような視点でも現状把握は可能
 - ロ ガイドラインやチェックリストの利用状況
 - □ 公開前のチェック実施状況





JIS X 8341-3:2010 対応発注ガイドライン 2012年8月版

- 2012年8月7日公開
- 作成者: 情報通信アクセス協議会・ウェブアクセシビリティ基盤委員会

1. ガイドラインの目的

本ガイドラインは、ウェブコンテンツ(ウェブアプリケーションを含む)をJIS X 8341-3:2010に対応させることを要件として発注する際に、調達仕様書、提案依頼書(RFP)などの書面に明記すべき事項を示すためのものである。

昨今、民間、公的機関を問わず、JIS X 8341-3:2010への対応を促進することを目的に、明示すべき情報が不足した仕様書等が見受けられる。この状況を踏まえ、発注する前に検討しておくべき事項について、発注者が要件を定めやすいように具体例を交えて解説するものである。

2. 発注時に検討すべき事項

歩かなまでにへいて炒きした しべ 事業に回転する

http://waic.jp/docs/accessibility-plan-guidelines/

『2. 発注時に検討すべき事項』

- 1. 達成等級及び対応度
- 2. 達成基準
- 3. 対象範囲
- 4. 技術
- 5. 検証
- 6. 試験の実施
- 7. 成果物
- 8. 保守・運用(参考)



まとめ



公的機関Webサイトに求められる JIS 対応

- 公的機関のウェブコンテンツは、より多くの人が アクセスできることが求められている
- 何をどこまでやればよいかの目安となるのが JIS X 8341-3:2010
 - 総務省の「みんなの公共サイト運用モデル」ではJIS の等級AA準拠を目安として提示している
- 方針の策定、調達仕様書の作成時には、各ガイドラインを参照して正しい理解のもとに実践を
 - 今後は中長期的な計画がますます求められる



公的機関Web担当者のためのアクセシビリティセミナー ~JIS X 8341-3:2010対応のすすめかた~

> 公的機関Webサイトに求められる JIS X 8341-3:2010対応



http://waic.jp/